収対

策を集中

実施

7

1

ます

問合

収

納課

7

551

1

5 7

### 市民税係からのお知らせ

【問合せ】課税課市民税係な551・1610

#### ★給与支払報告書の提出と

#### 特別徴収の推進について

法令により、1月1日現在、給与の支払をする 者で、所得税を徴収する義務がある給与支払者は、 2月1日までに給与受給者の前年中の給与所得の 金額その他必要な事項を記載した給与支払報告書 を1月1日現在の住所地の市町村に提出しなけれ ばなりません。

給与支払者による給与支払報告書の提出がされ ない場合には、給与受給者が未申告となり、課税 等の証明発行がされないことや適正な課税がされ ないこととなります。

なお、「給与支払報告書を提出しなかった者ま たは虚偽の記載をした給与支払報告書を提出した 者」は、法令違反となります。

また、市町村は、年度の初日に給与の支払をす る者で所得税を源泉徴収する義務がある給与支払 者を特別徴収義務者として指定し、住民税を給与 差し引き(※特別徴収)する義務があります。納 税の公平性と納税者の利便性を図るため、ご理解、 ご協力をお願いします。なお、東京都62区市町 村でも特別徴収の推進を行っています。

※特別徴収とは、事業所(給与支払者)が、従 業員の毎月の給与から住民税を特別徴 収(給与差し引き)して、市町村に納 めていただく制度です。

〈従業員の方のメリット〉年4回払いより、年12 回払いの特別徴収の方が、1回あたりの納付額が 少なくなります。また、毎月給与から差し引きさ れるため、納め忘れがなくなります。

【問合せ】秘書広報課広報広聴係☎ 551・1529

備考

予約制、先着6人(1人30分)

※相談日1か月前から電話

で秘書広報課広報広聴係へ

翌日以降最初の平日から予約開始となります。

#### ★軽自動車税の

#### 税率改正について

地方税法の一部改正に伴い、 軽自動車税の税率(年額)が次 のとおり変更となります。

#### ①原動機付自転車、125cc 超の 二輪車などの車両の税率

平成28年度から別表①のと おり引き上げとなります。

#### ②軽四輪等の車両の税率

平成27年4月1日以降、新 規に取得された軽四輪等の税率 が、自家用乗用車等は1.5倍に、

その他の区分の車両は約1.25 倍に、それぞれ別表②のとおり 引き上げとなります。

また、環境性能の優れた軽四 輪等の普及を促進するため、平 成27年度中に最初の新規検査 を受けた一定の環境性能を有す る軽四輪等について、平成28 年度分の軽自動車税に限り税率 が軽減されます。一方で、最初 の新規検査から13年を経過し た軽四輪等を対象に、平成28 年度より重課が導入されます。

#### ▼別表②:軽四輪などの車両(「最初の新規検査年月」によって税率が異なります。)

			現行税率(年額)	新税率(年額)	重課税率(年額)
区分			平成 27 年 3 月 31 日		最初の新規検査年月
				以降に最初の新規検	から 13 年経過した
			査を受けた車両	査を受けた車両	車両
三輪			3, 100 円	3,900 円	4,600円
	乗用	自家用	7, 200 円	10,800 円	12, 900 円
四輪		営業用	5,500 円	6,900円	8, 200 円
以上	貨物用	自家用	4,000円	5,000円	6,000円
		営業用	3,000円	3,800 円	4,500 円

※最初の新規検査年月とは、自動車検査証に記載されている初度検査年月のことです。電気軽自 動車・天然ガス軽自動車・メタノール軽自動車・混合メタノール軽自動車・ガソリンを内燃機関 の燃料として用いる電力併用軽自動車及び被けん引自動車は重課税率の対象から除外されます。

◎平成 27 年度中に最初の新規検査を受けた対象車両について、平成 28 年度分に 限り、燃費性能に応じて軽課が適用されます。

区分			電気自動車	ガソリン車・ハイブリッド車	
			天然ガス自動車(※)	А	В
	三輪		1,000円	2,000円	3,000円
四輪以上	乗用	自家用	2,700 円	5,400円	8, 100 円
		営業用	1,800 円	3,500円	5, 200 円
	貨物用	自家用	1,300 円	2,500 円	3,800 円
		営業用	1,000円	1, 900 円	2, 900 円

(※) 平成21年排出ガス規制に適合し、かつ平成21年排出ガス基準値より10%以上窒 素酸化物の排出量が少ないもの

【燃費性能】〈A乗用〉平成 17 年排出ガス基準 75%低減達成(★★★★)かつ平成 32 年 度燃費基準+20%達成〈A貨物用〉平成17年排出ガス基準75%低減達成(★★★★) かつ平成 27 年度燃費基準+ 35%達成 〈B乗用〉 平成 17 年排出ガス基準 75%低減達成 (★ ★★★)かつ平成32年度燃費基準達成**<B貨物用>**平成17年排出ガス基準75%低減達成(★ ★★★) かつ平成 27 年度燃費基準+ 15%達成

時間

午後1時30分

4時30分

▼<u>別表</u>①:原動機付自転車や 125 cc超の二輪車などの車両

区分		現行税率(年額)	新税率(年額)
		平成 27 年度まで	平成 28 年度から
5	50cc 以下	1,000円	2,000 円
原付	50cc 超 90cc 以下	1,200 円	2,000 円
	90cc 超 125cc 以下	1,600 円	2,400 円
3	ミニカー	2,500 円	3,700円
軽自	二輪(125 cc 超 250 cc 以下)	2,400 円	3,600円
動車	専ら雪上を走行するもの	2,400 円	3,600 円
小型二	_輪(250cc 超)	4,000 円	6,000 円
小型局	農耕作業用	1,600 円	2, 400 円
特殊	その他	4, 700 円	5, 900 円

#### 税されます。 定資産 家屋 平成 新築家屋調 は、 税 27 年中に 平成 根拠となる 都 市 28 査 年 新 の 計 築され お願 度 画 から 適 税 が 正 古

# 固定資産に関するお知らせ

係

**7** 

551

1

5 3 契

【問合せ】

約

管

課

管

財

定資

税・

都 成

市計画 28 年

税

がが

屋

は、 産

平

度

から

課固た

万3, 平

成

27

年

度

累

計

29

件

平 増

平成27年中に増築た**増築家屋について** 

年中に増築さ

れ

てい 等に 寄附

た

ただきま

す。

応じ、

有効に

活

用

Z

合

30

分程

度で終了し

ま

金 附 0

寄

附者

のご希望

査

は

般

な家

屋

 $\mathcal{O}$ 

場

2 名

方

から

4

万5千円

に

乙津

秀守様

名

11

月

1

日

5

ほまで

ご寄

を

11

ただきま

L

## 平成27年中に 絡くださ

壊された場合 り壊した家屋の固定 家屋 を取り

市

計

画

税

が

成

28

551

6

【問合せ】

課税課

<u>資</u>

税

係

価を行う必要が続されることに 家屋を増築さ ることになり が 増 築部 あ うます。 ´ます。 分の 方

合わせくださ をご覧いただくか、 詳しくは市

ホー

4

 $\sim$ 

]

り

ず。 **産税減額のお知らせ** 現在お住まいの住宅のうち、耐震改修工事、省エネ改 フリー改修工事、省エネ改 が正事のいずれかを行った 場合、 修工事 税が減 ますので、ご連絡ください。 算方法が変わる場合があり平成28年度から課税の計 ■住宅改修に対する固定資 成 額になる場合があ

寄附金 福生市 まちづくり ŝ るさと か ほ 30 に資す か匿 )納税)

相談内容

人権身の上相談

・行政相談

登記相談

相続遺言等暮ら

しの手続き相談

実施日

6 日(水)

7日(木)

12 日(火)

 $\mathcal{O}$ で 家屋 を に 査 おあば、 させて 査 願 が 家 が 職員 まだ 11 り 屋 ますの 11  $\mathcal{O}$ 的な家 が調 済 ただきま 外  $\lambda$ 部 査 で で、 内  $\mathcal{O}$ 11 す。 お な 部 協 11

> ますの が変更になった場合 から居宅等) ■平成27年中に家屋の用途 ご連絡くださ (店舗 1)

年 度 か 5 課

を算 毎週月・火午前9時~午 介護保険相談 出す 木曜日 後4時 午前8時30分 毎週 を る 子ども相談 月~土曜日 階) 毎週 午前10時~午 教育相談 月~土曜日 後5時 階) 午前10時~正 毎週 税されなくなり 消費者相談 午、午後1時~ 月・木曜日 午後1時30分 事業資金相談 21 日(木) ~ 3 時 30 分

28 日(木) 税務相談 8 日 金 •13 予約制、先着6人(1人 30分) る 法律相談 日(水)・20日 ※相談日6日前から電話て 市役所1階 (水)・27 日(水) 秘書広報課広報広聴係へ 第一相談室 予約制、先着3人(1人45分) ※相談日1か月前から電話 め、格 午後1時30分 交通事故相談 で秘書広報課広報広聴係へ 21 日(木) - 4 時 相談日以外は東京都都民の 声課☎ 03•5320•7733 へ 価 予約制、警視庁八王子少年 額 午前9時~午 — ☎ 042•679•1082 少年相談 15 日(金) 相談日当日は秘書広報 後 4 時 30 分 課広報広聴係へ 市役所1階 介護福祉課介護保険係 介護福祉課 **☎** 551•1764 子ども家庭支 子どもと家庭の相談・児童 ~午後5時15 授センター(子 虐待に関すること。 ☎ 539•2555 ども応援館1 教育相談室(子 数音相談室(子 関すること。 数音委員会教育相談室 **☎** 551 • 7700 市役所第二棟 シティセールス推進課 2 階第 2 相談室 ☎ 551•1699 商工会費 551・2927 ※対象は 商工会館 1 階相談室 市内の小規模事業者 【そのほかの相談】市政・市民相談、国民年金相談、ひとり親家庭相談、健康相談、

育児相談(☎551・1511市役所代表)、心の相談、成年後見制度相談、苦情相談、 権利擁護相談、心配ごと相談 (2552・5027 福祉センター)

【12 **月の納税のお知らせ】**12 月は固定資産税•都市計画税(第 3 期)、国民健康保険税(第 6 期)、介護保険料(第 6 期)、後期高齢者医療保険料(第 6 期) の納期です。12 月 28 日/月までに納めてください。口座振替は 12 月 28 日/月)の予定です。残高不足にご注意ください。【問合せ】収納課**☎** 551・1578